



令和6年度
安八町

ゴミ収集計画

2024年4月～2025年3月

決められた日の朝7時30分までに地区指定の集積場所へ出してください。

・他の集積所には出さないでください。
・集積所ごとの決まりを守って出してください。

区域	月	種類	缶・金物類												不燃物・粗大											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
結 区 域			4	9	6	4	1	5	3	7	5	9	6	6	18	23	20	18	22	19	24	21	19	23	20	19
名森区域の県道大垣一宮線より北の区域			10	15	12	10	7	11	9	13	11	15	12	12	24	29	26	24	28	25	30	27	25	29	26	26
名森区域の県道大垣一宮線より南の区域と牧区域			11	16	13	11	8	12	10	14	12	16	13	13	25	30	27	25	29	26	31	28	26	30	27	27

区域	月	種類	ビン類・ペットボトル・その他プラスチック類												可燃物 每週火曜日・金曜日											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全区域共通			22	20	17	22	19	18	21	18	23	20	17	17	25	30	27	25	29	26	31	28	26	30	27	27

内容・分け方	可燃物		缶・金物類		不燃物・粗大		ビン類・ペットボトルその他プラスチック製容器包装類	
	●台所ゴミ (料理くず、残飯など) ●紙くず 使い捨て カイロ ●小枝、木くず類(板きれは袋に入れる大きさにする。 木製家具等は壊して径7cm 以下、長さ50cm以下に切 つてください。) 小枝 指定袋に入れてください。 ●雑草は可燃ゴミとしてください。 ●発泡スチロールは小さく碎いてください。 (きれいなものはその他プラスチック類の日でも 出せます。その場合は碎かないでください。) ●繊維くずは、長さ50cm以下に切ってください。 ●その他生活ゴミ(布団、毛布、カーペット等) は50cm角以下に切ってください。 ●紙おむつ (汚物はトイレへ 流してください。) 布団 50cm以下に カットして指定袋に入れてください。		●缶類 スチール・アルミニウム(各種飲料缶、 食料缶、スプレー缶) 	●家庭電化製品類 掃除機、扇風機、電子レンジ、炊飯器、 電気ポット等	●白ビン(無色透明なビン) ●茶ビン(茶色に着色したビン) ●その他のビン(青、緑、黒など)透明、茶色ビン 以外のリサイクル可能なビン、透明と区別しにくいビンはその他のビンに分別してください。			
出す前の注意	指定袋 	●かさばる金属類は分解して出してください。 ●金属トタンなどは、できる限り小さく折り曲げ、針金などでしばってください。 (長さ150cm以内)	●ストーブなどは、火災事故防止のため必ず 灯油を抜いてから出してください。 ●スプレー缶は中身を使い切った後に必ず穴を開けて、残ったガスを抜いてください。キャップや噴射部分のプラスチックははずしてください。 ※屋外の風通しのよい場所で、周りに火の危がないことを必ず確認して、ガスを抜いてください。また、製品の説明書をご確認ください。 (必ず穴を開けて ガスを抜いてください)	●袋(自由袋)に入れて氏名を記入してください。 ●自由袋に入らないゴミは、1品ごとに氏名を記入してください。	●汚れが取れないものや迷った場合は「可燃ごみ」として出してください。 ●プラリサイクルマークがついたプラスチック製の容器について、ボトル類はキャップ・ポンプをはずして、中をよく洗って「その他プラスチック収集BOX」にそのまま入れてください。(ポンプは可燃ごみで出してください。)			

出す前の注意	町指定のゴミ袋に入れ、必ず氏名を明記して出してください。		かさばる金属類は分解して出してください。 金属トタンなどは、できる限り小さく折り曲げ、針金などでしばってください。 (長さ150cm以内)	●包丁、ハサミなどの刃物類と釘、針、ガラス片は、鉄やガラスなどの材質や種類ごとにまとめ、丈夫な容器に油性ペンで「危険」と記入して出してください。	●乾電池・充電池・ボタン電池・リチウムイオンバッテリーははずして、役場・むすぶテラスの「乾電池」の箱に入れてください。リチウム使用機器の電池がはずせないものは小型家電回収箱に入れてください。小型家電(15cm×30cm×30cm未満)は、役場に回収箱がありますのでご持参ください。
	●台所ゴミは十分に水切りをしてから出してください。 ●木製家具類は分解して、木部は可燃物に、金属は缶・金物の収集日に出しましょう。 ●新聞紙・雑誌・ダンボール等は地域や学校などで行われる資源回収事業に協力しましょう。 ●ゴミの中に金属、ガラス、感染性廃棄物(注射針等)等の不燃物が混ざらないようにゴミの分別の徹底をお願いします。 ●食用油は新聞紙などに吸収させたり、市販の凝固剤を使用してください。 ●生ゴミは十分に水切りしてから出してください。 ●感染症対策として、マスク等のごみはビニール袋に入れ、しっかりしばってから、指定袋に入れてください。 ●一般家庭等の庭木及び果樹の剪定木(最大径15cm、長さ2mまで。枝は必ず払ってください。)の受入も行っております。生活環境課までお問い合わせください。		●ストーブなどは、火災事故防止のため必ず 灯油を抜いてから出してください。 ●スプレー缶は中身を使い切った後に必ず穴を開けて、残ったガスを抜いてください。キャップや噴射部分のプラスチックははずしてください。 ※屋外の風通しのよい場所で、周りに火の危がないことを必ず確認して、ガスを抜いてください。また、製品の説明書をご確認ください。 (必ず穴を開けて ガスを抜いてください)	●袋(自由袋)に入れて氏名を記入してください。 ●自由袋に入らないゴミは、1品ごとに氏名を記入してください。	●汚れが取れないものや迷った場合は「可燃ごみ」として出してください。 ●プラリサイクルマークがついたプラスチック製の容器について、ボトル類はキャップ・ポンプをはずして、中をよく洗って「その他プラスチック収集BOX」にそのまま入れてください。(ポンプは可燃ごみで出してください。)

町で収集できないゴミ	特定家庭用機器4品目		処理困難ゴミ	ガスライター
	冷蔵庫(冷凍庫も含む)、ブラウン管(液晶・プラズマ)テレビ、エアコン、洗濯機(衣類乾燥機も含む) ※家電リサイクル法により、不用になった特定家庭用機器4品目は「消費者がリサイクル料金を負担すること」「販売店が引き取ること」「家電メーカーがリサイクルすること」が義務づけられています。貢われた販売店または近くの小売店に確認し、引き取りを依頼してください。 ◆詳しくは町ホームページをご覧ください。 または生活環境課へお問い合わせください。		蛍光灯 乾電池	●役場(本庁・むすぶテラス)に回収箱がありますのでご持参ください。
資源回収は地域ぐるみで	温水器、農機具、水稻用苗箱、あぜなみ板なども出せません。		事業系ゴミ	事業活動によって出る一般廃棄物
	混ぜればゴミ、分ければ資源		●法律により自ら処理することになっておりませんので、自己処理するか、町の認めた收集業者に依頼してください。	●引っ越しなどによる大量のゴミは、生活環境課までお問い合わせください。 ※処理施設に直接搬入する方法があります。(有料)
ゴミの収集についてのお問い合わせは 生活環境課 TEL 64-7105(直通)				

混ぜればゴミ、分ければ資源 分別収集にご協力を!